

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術

2025年2月1日

当院で2024年1月1日～2024年12月31日までに実施した手術の件数を掲示します。

(1) 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	5
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	4
エ	肺悪性腫瘍手術等	36
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	58

(2) 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	13
イ	水頭症手術等	3
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1
エ	尿道形成手術等	4
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	21
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	1

(3) 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	8
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

(4) 区分4に分類される手術	226
-----------------	-----

(5) その他の区分		手術の件数
ア	人工関節置換術	209
イ	1歳未満の乳児に対する先天性食道閉鎖症根治手術、胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術、胸腹裂孔ヘルニア手術、単心室症又は三尖弁閉鎖症手術(心室中隔造成術)、大血管転位症手術、左心低形成症候群手術(ノルウッド手術)、先天性胆道閉鎖症手術、肝切除術、鎖肛手術(仙骨会陰式及び腹会陰式並びに腹仙骨式)、仙尾部奇形腫手術、副腎悪性腫瘍手術及び腎(尿管)悪性腫瘍手術(以下「乳児外科施設基準対象手術」という。)に関する施設基準	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	45
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	48
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	124